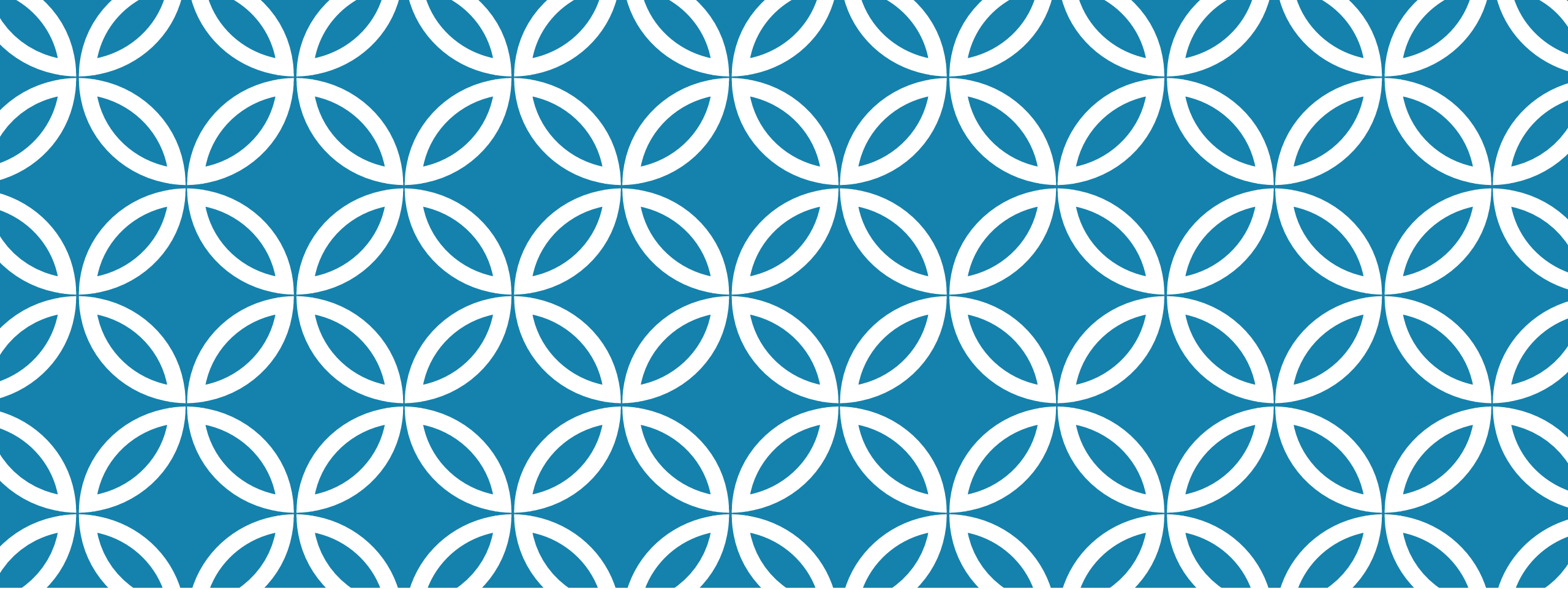




牛久市消費生活センターについて

最近の相談事例と成年年齢引き
下げについてご紹介します

1 - 1 消費生活センターの役割とは

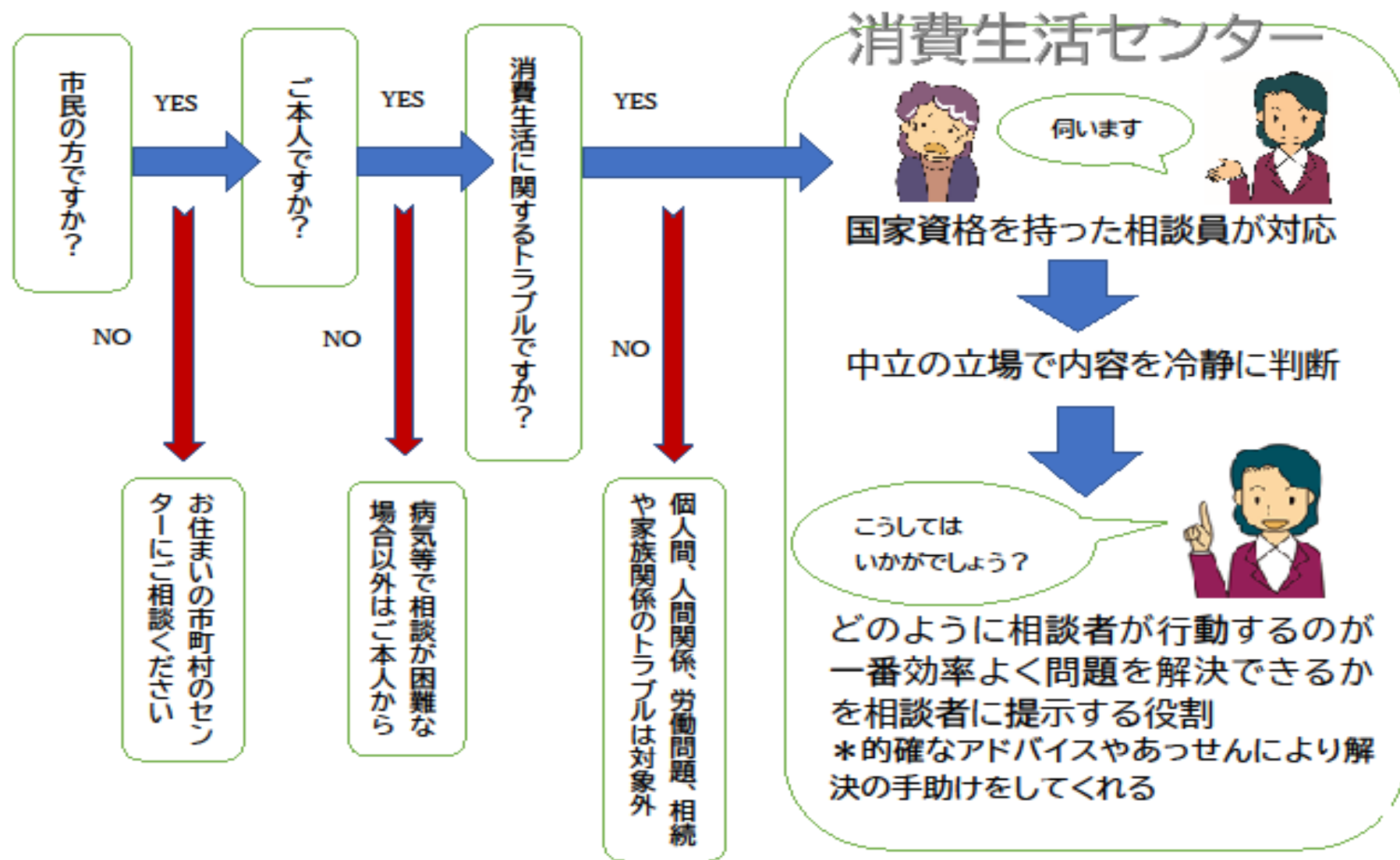
消費者の権利の尊重と自立のための支援



- ①消費者が商品やサービスを選択する際に必要とする情報を提供する
- ②消費者が受けた被害の問題点を事業者指摘することにより、相談者と一緒に考えながら、適切な救済を目指す



1 - 2 ご相談のフロー



2 - 1 最近増加している事例から ネット通販のトラブル

お試しのつもりが、
定期購入だった

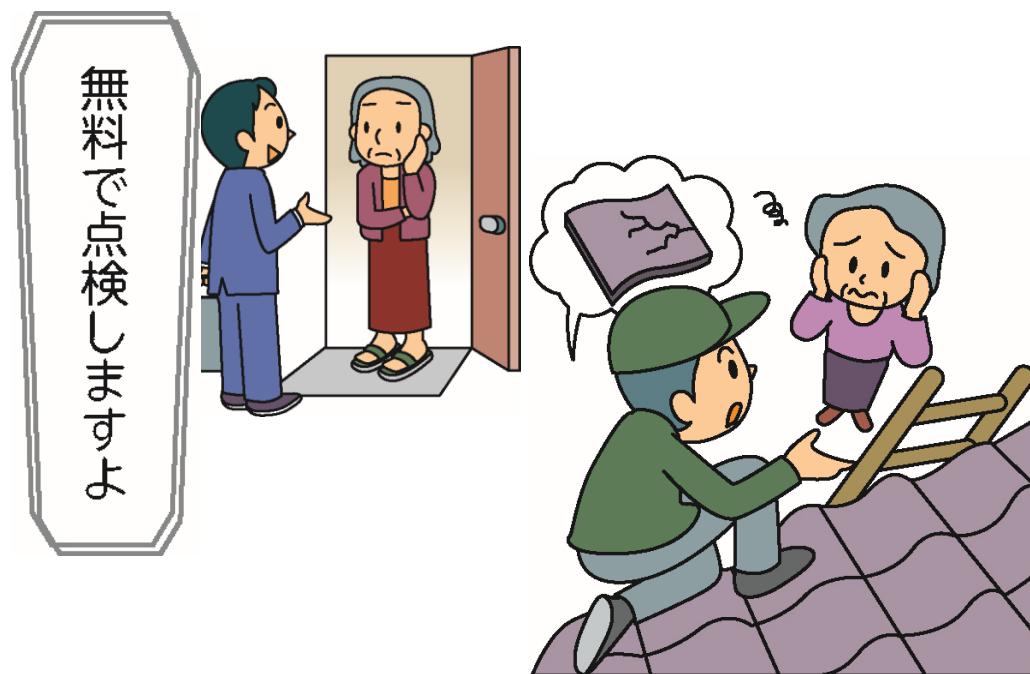


詐欺サイトで商品購入を
申し込んでしまった



2 - 2 最近増加している事例から

火災保険を使って無料で住宅の修理が
できるといわれ契約してしまった



消費者庁イラスト集より

還付金詐欺の電話がかかってきた



3 - 1 令和4年4月1日

18歳から“大人”に

18歳になったらできること

● 親の同意がなくても契約できる

(携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、アパートを借りる)

● 10年有効のパスポート取得

● 公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得

● 男女とも18歳で結婚できる

● 性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる

など

20歳にならないとできないこと

◆ 飲酒・喫煙

◆ 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権（馬券など）を買う

◆ 大型・中型自動車運転免許取得

◆ 養子を迎える など



3-2 お子さん、お孫さんは 悩んでいませんか？

もうけ話

美容関連

定期購入

SNS
きっかけ

出会い系

18歳・19歳に気を付けてほしい
消費者トラブル 最新10選

異性・
恋愛関連

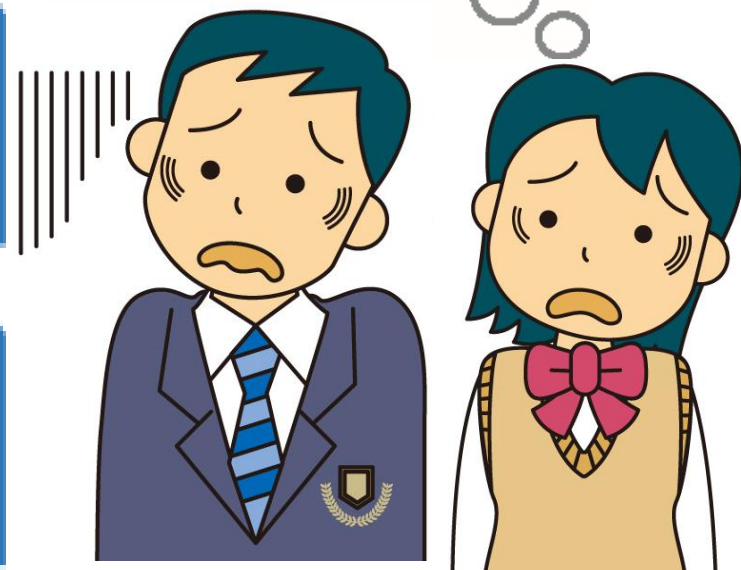
仕事関連

新生活関連

借金・
クレカ

通信契約

こんな
はずじゃあ…



「おかしいな・・・？」と思ったら 牛久市消費生活センターへ！



ご相談の受付は

月曜日～金曜日（除祝日）

AM 9時～12時

PM 13時～16時

市役所本庁舎3階商工観光課内

電話 830-8802

